

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 28 年 8 月 31 日

成田市長 小泉 一成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大清水地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 8 月 24 日

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(担い手) の状況

○経営体数

個人 9 経営体（うち 認定農業者 6 経営体、認定新規就農者 1 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 地域農業の将来のあり方

当地区は市の南部に位置し、甘藷や人参、大根などの根菜類を中心とした畑作地帯である。地区内においては、農事組合法人「かんらん車」のメンバーを中心に有機農法による質の高い野菜が栽培されており、今日では有機農業の先進地域として、都心から 60km 圏内という恵まれた立地条件を活かし、首都圏をはじめ全国に出荷されている。今後は、「かんらん車」で研修を行っている新規就農者が独立・自営する際の就農地として、新規参入者を積極的に受け入れていくとともに環境保全型農業などの取組みを継続していくことで、消費者にとって安全・安心な農産物の生産を担っていく。

6. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。